

## 柏崎歯科休日急患診療所非常勤職員 募集要項

## ■ 募集の概要

## 1 募集する職種・人数・業務内容・必要な資格や経験等

職種・人数	業務内容	必要な資格や経験等
医療事務（休日勤務） 1名	診療所の開錠、患者の受付、一部負担金等の算出、収納及び払込み、その他診療所運営に必要な業務	資格不問 医療事務の知識を有する方 (医療機関での実務経験者優遇)

- 2 勤務場所 柏崎歯科休日急患診療所（柏崎市栄町18番3号 健康管理センター内）
- 3 任用期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで  
ただし、勤務成績が良好であり、かつ業務上必要がある場合は、任用期間満了後1年を超えない範囲で更新されることがあります。
- 4 勤務日・時間 日曜日、祝休日、8月15日（半日診療）：  
8時45分から12時15分まで（勤務3.5時間）  
5月3日～5日、1月1日～3日（一日診療）：  
8時45分から16時45分まで  
12時から13時まで1時間休憩（勤務7時間）  
※シフト制による勤務で、1人あたり年間14日程度の勤務日数となります。  
※診療の状況により、時間が前後する場合があります。  
※混雑状況等により、時間外勤務をしていただく場合があります。
- 5 報 酬 時給2,510円  
賞与：なし  
報酬締切日：月末  
報酬支給日：翌月21日（本人指定口座に振込。同日が休日にあたるときは、その日前において支給日に最も近い休日以外の日）  
※任用月の報酬は翌月に支給する。（開始月は支給なし）
- 6 通 勤 費 あり（自宅から勤務場所まで片道2km以上の場合）  
支給金額：通勤距離により異なる  
（例：片道2km以上4km未満の場合、勤務1日あたり138円）
- 7 有給休暇 なし
- 8 各種保険 健康保険及び厚生年金：なし 雇用保険：なし 労災保険：あり
- 9 その 他 ・前項までの内容は変更される場合があります。その他任用に関することは、新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則（平成13年2月13日規則第2号）に定めるところによります。  
・当診療所の業務に支障が無ければ、他の職務との兼業が可能です。  
兼業に当たっては、各勤務先の規定に必ず従ってください。  
・地方公務員法の適用を受けます。業務中に知り得た情報などは、在職中、退職後も

引き続き守秘義務があります。

- ・服装は私服となります。

■申し込み方法等

○申込方法

次の書類を、持参または郵送により柏崎市国保医療課地域医療係に提出してください。

- ・市指定の履歴書
- ・ハローワーク柏崎の紹介状

※市指定の履歴書は、ハローワークに用意してあります。また、柏崎市ホームページからもダウンロードできます。

※提出書類の不備のものは受付できません。また、提出された応募書類は返却しませんのでご了承ください。

■選考方法

面接試験により選考します。

※面接日時は、応募受付後にお知らせします。

■申込先及びお問い合わせ先

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号  
柏崎市 福祉保健部 国保医療課 地域医療係 (担当:内山)  
TEL 0257-43-9141 FAX 0257-24-7714